

不動産売却時のトラブルについて

近年、個人が所有する不動産(戸建住宅)を直接買い取り、リフォームを行ったあと、再販売を手がける不動産業者が増えてきました。弊社も不動産買取りを「不動産再生事業」と位置付け積極的に不動産所有者様にご提案しています。直接買取りの場合、不動産所有者様には早い現金化等、様々なメリットがあります。しかし近年、高齢者の自宅売却時のトラブルが全国的に増えています。これは詳細な説明もなく強引に売却契約をさせられたケースが大半であり、不動産取引のしくみや契約の流れ、内容等をよく理解できていないにもかかわらず、勧められるがままに契約し、後に相場よりも安価であることが分かったといった相談が消費生活センターに寄せられています。不動産業者に自宅を売却する場合、クーリング・オフ制度の適用がありません。契約が成立すると無条件で解約をすることができず、大きな負担が求められます。不動産売却を検討する際、売却先の業者の信頼性はとても重要な要素だと思います。穴吹不動産流通は契約に関し、単に書面を発行するだけでなく、契約内容について随時丁寧に説明を行います。高齢者のお客様につきましては、家族等の関係者にも契約内容について十分な理解と納得が得られるようご説明いたします。また弊社は不動産売却後も一定の期間、自宅に住むことのできる「リースバック」も対応可能です。不動産ご売却後の資金の確保と居住の安定を実現させ、あとで買戻したいというご要望にもしっかりサポートいたします。不動産売却ご検討のお客様は是非穴吹不動産流通までご連絡ください。資料請求・無料査定も受付しております。穴吹不動産流通はお客様にとって、安心・納得のできるお取引を心がけます。